

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第七編 使用者の労働対策

第三章 社会保険等に関する対策

日経連では、珪肺法案、最低賃金制、社会保険の統合、厚生年金保険法改正案等に対してそれぞれ次のような意見を発表した。

珪肺法に反対

鉱山労働者の要望に促された左右社会党、労農党などの国会議員によって、八月七日「珪肺法案」が参議院労働委員会に上提されたが、この動きをみた日経連では七月珪肺特別立法化に反対する次のような意見を発表、珪肺補償は現在の法律だけで充分であり、実施されれば経費負担の荷重に経営者は耐えられないと主張した。

第一、珪肺および粉じんに関しては科学的に未解明の部分が多い現在、これらの基礎的な問題を未解決のままにしておいて、その予防、補償等について直ちに立法化することは適正を欠くと考えると共に、これらの基礎的な問題の解明こそが刻下の急務であると信ずる。

第二、珪肺に関する特別補償の問題に関しては、我国の如く国際的にみても相当高度の労働基準が定められている国において、珪肺のみについて更に現行法以上の特別補償の立法化はその必要を認めない。

第三、基礎的な諸問題が解明せられていない今日、伝えられる珪肺法案が仮りに実現される場合は、その一部を採り上げては次の通り不合理な面があり、加うるに補償面においても予防面においても、多額の経費を必要とし、産業不振の折から企業によっては、その経営を危殆に瀕せしめる惧があり、かかる現実を無視した本法の制定には、産業の存立上あくまで反対する。

法案によれば珪肺補償として療養期間二年延長、転換補償並びに栄養補給を義務づけているが、療養期間二年延長及び栄養補給については珪肺に対してのみ、他の業務上疾患以上の特別補償を決定する医学的根拠はなく、又転換補償はその本質が障害補償であるとするれば、珪肺について症状の安定ないし治ゆが考えられない今日においてこれが支給を認めることは当を得ず、なお純然たる転換補償として前収補償を意図するものであれば独り珪肺のみにこれを認める論拠に乏しく、加うるに器質障害の程度により補償区分を設けることは妥当でない。

最低賃金制審議に関する意見

日経連では「最近政府が種々の政治情勢に左右されて四業種(絹人絹織物、手漉和紙、玉糸座繰生糸、家具建具)に対する最低賃金制の審議に関して結論を急いでいる実情にかんがみ」七月、次のような意見を建議した。

政府では労働省に公労使三者構成よりなる中央賃金審議会を設置し最低賃金制実施の可否につき審議検討中であつたが、第一〇回審議会において最低賃金制審議に関する基本方針を決定し、右方針に基く低賃金業種一業種を選択し、目下取敢ず絹人絹織物業、手漉和紙、玉糸座繰生糸、家具建具の四業種に専門審議会を設置し引続き審議検討中である。しかしその審議経過をみると政府は左派社会党よりの最低賃金制実施に関する緊急質問あるいは総評の最低賃金保障法案乃至は最低賃金八〇〇〇円確保を全産業統一目標とする労働攻勢に対処するため、問題の重要性に鑑みなお慎重審議を要すべきであるに拘らず、ややともすれば前記四業種についての結論を取急がんとするかの如き印象を受けるのは甚だ遺憾に堪えないところである。

殊に最近の日本経済の厳しい現状を打開するためには早急なる経済自主態勢の確立が強く要請せられていることは改めて縷説するまでもないことであり、本審議会発足の当初における占領下の特異な条件下と今日とでは既に経済諸事情等も大きく変更せられていることを改めて考慮に入れなければならない。

従つて本件処理に当つては国際経済の推移、わが国経済の現状ならびに将来の見通しの下にわが国経済自立達成の方途特に経済構造上圧倒的比重を占める中小企業への影響を慎重考慮の上そのあるべき姿を徹底的に究明し、その合理的解決を図るべきであると考えらる。

即ち最低賃金制実施に当つては当然家内工業の如き零細企業をも含めた中小企業対策、あるいは失業対策、さらには広汎な過剰労働と低賃金労働の源泉たる農村対策等を前提条件とした強力な諸施策が講ぜられなければならない。叙上の諸点に鑑み当連盟としては既に「最低賃金制実施についての意見書」においてわれわれの態度を明らかにした如く、最低賃金制実施については原則的には反対でないが、少くとも最低賃金制審議の際わが国経済自立達成のための長期総合計画の一環として中小企業対策、農村対策、金融対策、税制対策、失業対策、社会保障制度の拡充等諸官庁の密接な連繋による総合的判断の下に審議検討を行うことを必要とし、単に一官庁の労働省が労働基準法に準拠して労働保護の一面より技術的に本件を処理し実施に移さんとするが如き態度に対してはわれわれは根本的に承服し難いところである。よつて政府は速かに最低賃金制実施に対する所信を明らかにして総合的観点より慎重考慮せられんことを強く要望して止まない次第である。

日経連の社会保険統合案

日経連では社会保険委員会(委員長湯浅佑一)が本年はじめから社会保険部会(委員長宮尾武男)をもうけて社会保険統合に関する具体案を検討していたが、九月二日付で国会、政府、関係各方面に提出要望した。

我国における社会保険制度はそれぞれ別個に作られ、その間に何らの有機的統合もない。行政面においては各省間に何らの横の連絡もなく約一万人の公務員が年間三〇億円の事務費を使って運営しそこに幾多の重複、無駄を生じている現状である。社会保障制度が国民経済にふさわしい規模のものでなければならず、従つてこれを運営する機構も最少の人員で効率的でなければならぬにもかかわらず、実情は事務面がいたづらに複雑でそのため国費が濫費されるという反対現象が現われている。一方各企業においても各社会保険料をそれぞれ別個の方式によって計算し、その保険料を納入すべき窓口も異なるなどその不便は計り知れないものがあつてこれに要する人件費、事務費についての冗費もまた少くない実情である。さらにその法源が異つているため被保険者にとっては各保険制度相互の関連性が極めて複雑で理解し難い点、保険給付内容の相互間における矛盾が、重複、その他病院等の保健施設が各保険毎に設けられ、保健施設相互の彼此融通建設計画の総合一貫性を欠いている点など運用上合理化を図るべき余地少しとしない。しかも厚生年金積立金をはじめ各

積立金は大蔵省資金運用部資金として他の資金とともに一括投入され、その運用が保険運用機関とは何ら関係なき別個の機関で行われているため、預入利率を上廻る余剰利息を生じても保険勘定に戻入れされず、給付の改善、または保険料引下げの財源とすることができないという不合理を生じている。

社会保険の整理統合こそは、これらの不合理を改めて冗費を節約しその剰余金をもって給付内容の改善をはかり、かつ労使の保険料負担を軽減することができる等、まことに社会保障制度合理化の基盤というべきである。今や社会保険の統合は刻下の急務であるので、我々はこれが実施上の具体的方法について種々検討を加えて来た。ここに別紙の通りその構想の一端を明らかにし、以てこれを早急に実施するための参考に供することとした。政府においては社会保険統合の緊要性を認識し、須く実施容易のものから逐次計画的に着手することを要望する。

第一段階 健康保険法及び厚生年金保険法を整理統合して厚生保険法を制定する。

第二段階 厚生保険法(健保、厚生)と失業保険法との事務手続きを次のように統一する。

(一)適用範囲を統一する。

(二)保険料算定方法については標準報酬制を全面的に採用し、さらに保険料算定の基礎となる賃金の範囲を健康保険法第二条所定の報酬と同一定義に統一する。

最終段階

(一)法律の一本化—健保、厚年、失保すべてを一本とした被用者の社会保険法を制定する。

(二)機構の統合—行政事務と現業事務を分離し、行政機関として社会保険庁を、現業機関として社会保険公社を新たに設置、関係業務を統合する。なお、診療報酬支払基金、社会保険協会、厚生団等の外廓団体及び健保連合会は解散し、その事務は社会保険公社に移譲する。

(三)給付内容の統合、調整—健康保険、厚生年金保険、失業保険の区分を廃止し、新に医療給付、現金給付(長期—養老年金、遺族年金、障害年金、障害手当金、短期—失業手当金、休業手当金、葬祭料、分娩費、哺育手当金)の二区分とする。

(四)保険料率—男女別に全産業一本の料率とする。

(五)診療報酬支払制度を合理化し、簡素適正な方式に改める。

厚生年金保険法に関する意見

厚生省では厚生年金保険法改正案の概要を一二月一五日発表した(第六編参照)、翌一六日、日経連でも「厚生年金法改正に関する意見」を次のように発表した。

我々は昨年秋、厚生年金保険法大幅改正案が提示されるや、これが根本的改正は現在夫々その法源を異にし多くの重複、無駄を生じている各社会保険を統合する時機に行うべきであり、本年一月より発生する坑内夫の受給資格者についてはそれ迄の暫定措置として差当たりその年金額を適当な額に引上げるとし、その財源は現在既に七五〇億の巨額に達している積立金の余剰利息によってこれを賄うべきであると主張した。今回厚生省が発表した改正案は我々の主張を容れたものではなく、殊に社会保険の統合を前提としたものではない等、改正の基本方針には賛成できない。

以上是我々の基本的意見であるがもし社会保険統合が実施され根本的改正を行う場合の我々の具体的意見を今回発表された厚生省改正案と対比して述べれば次の通りである。

(一)老齢年金(イ)給付および資格年数について。厚生省案は定額(月一五〇〇円)プラス報酬比例制をとっているが、報酬比例制を加味することは、(1)被保険者期間二〇年、三〇年の長期にわたって過去の報酬を記録累積してその平均値を求めても一たびインフレが起り貨幣価値が下落すれば全くのナンセンスで年金支給の趣旨に反すること、(2)このような記録事務は極めて複雑で事務簡素化の趣旨に反すること、(8)報酬比例制は

国庫負担を高額所得者に多く低額所得者に低く与えることとなり、社会保障の本旨に反すること、等の点より見て全く反対である。我々はこれらの欠陥を補うため又将来国民年金へ発展する場合のことを考え定額制をとり資格年数を超えるものには、一年に付き三〇分の一の年数加算(資格年数一五年の者は二〇〇〇円、同三〇年は三〇〇〇円)をとることが適当と考える。資格年数については厚生省案(二〇年)は長きにすぎるから一般男子一五年(坑内夫は三分の四換算)とするのが至当である。(ロ)支給開始年齢について。厚生省案は現行男子五五才、女子・坑内夫五〇才を今後二〇年間に亘り漸次引上げる措置を考えているが、企業の停年年齢とも睨み合せ差当り男女五五才に止めておくのが望ましい。

(二)脱退手当金 厚生省案はこれを廃止し女子については強制加入とし適当な額の一時金を支給するとあるが女子の場合はむしろ短期脱退者が多いから強制加入制を排し任意加入制を建前とすべきである。

(三)標準報酬 年金配付の基準として平均報酬制をとることは幾多の欠陥があり、定額制をとるべきことは前述した通りである。厚生省案のように標準報酬最高額を現行八〇〇〇円から一万八〇〇〇円に引上げることは報酬比例制を建前とすることとなりまた保険料率を現行通り据置く限り企業の負担増となり反対である。我々の案のように給付を定額とする限り保険料徴収も原則として定額制とすべきである。しかし標準報酬八〇〇〇円以下の低額所得者は社会保険の建前から報酬比例制によってその負担を軽くすることがよいと考える。

(四)保険料率 厚生省案は、保険料率を現行通り三%に据置くようであるが、我々の構想を以てすれば、今後一〇年間は二%(標準報酬八〇〇〇円以上の所得者は月一六〇円)、以後一〇年間は三%(八〇〇〇円以上は月二四〇円)に引上げることが出来る。

(五)国庫負担 厚生省案は給付費の二割を国庫負担することとなっているが、この他にインフレ及び経過措置に伴う赤字補填分は国庫が負担すべきである。

(六)保険料計算方式 厚生省案は所謂完全積立式に近い方式によって計算しその積立金はピーク時において二兆近くなるといわれている。尨大な積立金を持つこと自体種々の弊害を生み且つ資本蓄積の少ない今日の経済界の実情に鑑み当初の負担額は軽減し漸増する修正賦課式をとるべきである。なお積立金の予定利率は国債利回(五分五厘)と一致させるべきである。

結論 (1)これを要するに、今後一〇年間に発生する坑内夫の老齢年金受給資格者(三万人)は、全被保険者(七五〇万人)の〇・四%にすぎないから、厚生年金保険法の根本的改正を考えなくとも差当り暫定的改正によることで十分である。殊に社会保険統合の実施が考慮されている時に厚生年金保険法のみをとり上げて根本的改正を行うのは、時期尚早である。(2)しかし、四圍の情勢から、厚生年金保険法改正がやむを得ないとするならば、それは社会保険統合を妨げないという方針に基き、且つ我国経済の実態に即したものでなければならない。(3)我々の構想によれば今後一〇年間はむしろ保険料を引下げてもなお月額二〇〇〇円―三〇〇〇円の年金額を支給し得ることが数理計算によって十分証明されている。厚生省案のように我国経済の実態を無視し、あえて保険料を増徴し且つ、インフレに極めて弱く事務が徒らに複雑な平均標準報酬比例方

式及び完全積立式をとることは賽の河原の小石を積むにも等しい。

政府は社会保険の統合を速やかに実施し、これによって得た冗費を以て国庫は現行一割から二割に引き上げ且つインフレ及び経過措置に伴う赤字補填分を負担し、労使の負担を軽減すべきである。さらに積立金については資金運用部資金としての他の資金と共に一括投入されているが、保険運営機関にその運用権を委ね、有利な運用を行うことが必要である。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
